

船舶事故調査報告書

令和5年5月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年10月9日 06時45分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市男鹿島北東方沖 男鹿島灯台から真方位026° 1.3海里付近 (概位 北緯34°40.6′ 東経134°35.7′)
事故の概要	プレジャーボートone specialは、南南東進中、のり養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年11月1日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート one special、2.05トン
船舶番号、船舶所有者等	271-13834兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラシャフトに曲損等 のり養殖施設 外枠のロープに切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、釣りの目的で男鹿島と姫路市太島の間海域（以下「本件海域」という。）に向けて、約10ノットの対地速力で南南東進していた。</p> <p>船長は、本件海域に前回航行した時と同様にのり養殖施設（以下「本件施設」という。）ののり網が見えなかったため、今季はまだ本件施設が設置されていないと思い、本件海域を航行していたところ、船体への衝撃を感じ、本船が停止した。</p> <p>船長は、本船が停止してから周囲を見渡したところ、本件施設ののり網を固定する複数のブイ（フロート）と水面下に張られた外枠のロープ（以下「本件ロープ」という。）を認め、準備が進められていた本件施設の間を航行し本件ロープに乗り揚げたことを知った。</p> <p>本船は、本件施設で養殖準備作業をしていた漁船から漁業協同組合を通じて海上保安庁へ本事故発生の通報が行われ、来援した巡視船に横抱きされて姫路市姫路港飾磨区に入港した。</p> <p>船長は、以前、本件海域を航行した際、のり網が張られた本件施設を見ており、のり網は一目見れば分かると思っていたが、本事故時はのり網が張られておらず気付くことができなかったため、事前に本件施設の正確な設置時期等を確認しておけば良かったと思った。</p> <p>本船の喫水は、船首尾共に約0.5mであった。</p>

	<p>本件施設は、9月から10月がのり養殖準備期に当たり、本事故当時、のり網が張られておらず、複数のフロート、本件ロープ等が設置されていた。</p>
分析	<p>本船は、本件海域を南南東進中、船長が、本件施設にのり網が張られていないことを認めた際、今季はまだ本件施設が設置されていないと思い、本件施設の間航行を続けたことから、本件施設の本件ロープに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本件施設の設置時期等を事前に確認していなかったことから、前回航行した時と同様にのり網が見当たらなかった際、本件施設が設置されていないと思ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件海域を南南東進中、船長が、本件施設にのり網が張られていないことを認めた際、今季はまだ本件施設が設置されていないと思い、本件施設の間航行を続けたため、本件施設の本件ロープに乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、航行予定海域について、地元の漁業協同組合に養殖施設の設置時期や設置状況を確認するなど、事前に水路調査を行い、同海域の水路状況を把握すること。</li> </ul>